

会計年度任用職員(月額制業務補助員) 募集要項

令和8年8月
子ども青少年局中央児童相談所

この募集要項を
ご覧になる方へ

年齢不問です。

意欲のある、多くの方の受験をお待ちしています。

1 勤務場所・採用予定人数・主な職務内容等

勤務場所	採用予定人数	主な職務内容等
中央児童相談所相談課(児童福祉センター内)	1名	児童相談援助業務にかかる補助業務(電話応対、書類チェック、パソコン入力、文書交換等雑務等)

2 受験資格

次のいずれにも該当しない方

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするものの以外)

3 申込み

(1) 申込期間

令和8年8月27日(木)から令和8年9月10日(木)まで【必着】

(2) 申込方法

別紙の申込書(履歴書)に必要事項を記入の上、子ども青少年局中央児童相談所まで郵送(9/10(木)必着)もしくは持込してください。

※持込の場合は、申込期間内(閉庁日除く)の午前9時から午後5時まで受付けます。

※提出書類に不備がある場合は受付できません。また、提出書類は返却いたしません。

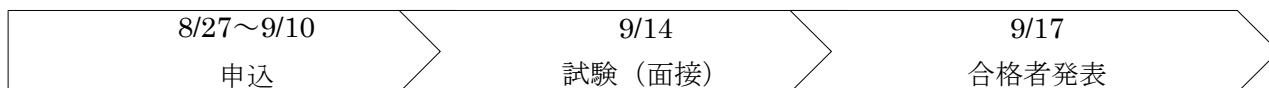
〔郵送宛先〕 〒466-0858

名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地

中央児童相談所 相談課 会計年度任用職員採用担当

4 選考の日程等

(1) 選考の流れ



(2) 選考内容

面接試験(口述による個人面接試験(20分程度))による選考を行います。得点が一定水

準に達しない場合は、総合得点に関わらず不合格となります。なお、傷病等の状況により必要とされる職務遂行に耐えられない状態であると認められる場合など、名古屋市非常勤職員等の採用に関する要綱第 16 条の 4 第 10 項に該当する場合は不合格となります。

(3) 面接会場及び集合時間

個別にお知らせします。

(4) 選考結果の通知

郵送にて通知します。あわせて、市公式ウェブサイトを選考結果を掲載します。なお、電話等による可否に関する問い合わせには、一切お答えできません。

5 合格から採用まで

- (1) 任用期間は、令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなります。また、採用後の 1 月間は条件付採用期間となります。
- (2) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合には、採用されないことがあります。
- (3) 合格発表後に、名古屋市非常勤職員等の採用に関する要綱第 16 条の 4 第 10 項に該当する状態になった場合は、合格が取り消されることがあります。
- (4) 合格者は採用候補者名簿に登載され、欠員の状況などに応じて逐次採用されます。なお、採用候補者名簿に登載された人がすべて採用されるとは限りません。また、採用候補者名簿の有効期限は、合格発表日から令和 9 年 3 月 31 日となります。
- (5) 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当該職員の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

6 選考結果の開示

選考の成績については、名古屋市個人情報保護条例第 9 条の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示は閲覧により行います。

選考 不合格者	・ 総合順位 ・ 総合得点	選考の結果発表日から その翌月同日まで （ただし、最終日が閉庁日の 場合は、次の開庁日まで） ・ 9:00～12:00 ・ 13:00～17:00 （土・日・祝・振替休日を除く）	申込先において、必ず受験 者本人が、運転免許証、旅 券等の身分証明書（写真の あるもの）を提示して口頭 で申し出てください。
------------	------------------	---	--

※ 開示請求は受験者本人による各申込先への来庁が必要です。また、電話・郵便等による請求は受け付けておりません。

※ 必要提示書類（写真付の身分証明書）に不足がある場合は開示できません。

※ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください。（自家用車での来庁はご遠慮ください。）

7 勤務条件

報酬	月額 212,811 円（地域手当相当報酬含む） ※ほかに通勤手当に相当する費用弁償等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます (令和 8 年 8 月 1 日現在 人事給与制度等の改正により変わる場合があります。)
勤務時間	月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までのうちの 1 日 7 時間 30 分（1 時間の休憩を除く）の週 37.5 時間
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
休暇	年次休暇、忌引休暇及び介護休暇等
社会保険	健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償あり

8 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

【参考】名古屋市非常勤等の採用に関する要綱第 16 条 4（抜粋）

10 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、その者の再度の任用を行わないものとする。

(1) 再度の任用を行う前年度の 3 月に休職している場合。ただし、病名、病状、病歴、回復見込等（以下「傷病の状況」という。）から総合的に判断して、4 月 1 日までに職務に復帰することが見込まれる場合又は一定期間の療養の後に確実に職務に復帰することが見込まれる場合はこの限りでない。

(2) 会計年度任用職員の任期を通算して、職務に専念する義務の免除基準に関する規則(昭和 26 年名古屋市人事委員会規則第 13 号)第 2 条第 8 号の規定により引き続き職務に専念する義務を免除された期間(以下「免除された期間」という。)が当該職員が 1 年度に免除されることのできる期間を超える場合。ただし、傷病の状況から総合的に判断して、4 月 1 日までに職務に復帰することが見込まれる場合又は一定期間の療養の後に確実に職務に復帰することが見込まれる場合はこの限りでない。この場合において、免除された期間と免除された期間の間が 1 年を超える場合は前後の免除された期間は通算しない。

(3) 一定期間傷病の治療を行っても、治癒する見込みがない場合その他就労意欲が減退し、必要とされる職務遂行に耐えられない状態であると認められる場合

(4) 前各号のほか、その職に必要な適格性を欠くと認められる場合

＜申込先・問合せ先＞

名古屋市子ども青少年局 中央児童相談所 相談課

会計年度任用職員採用担当

名古屋市昭和区折戸町 4 丁目 1 6 番地 児童福祉センター内

Tel:052-757-6111 Fax:052-757-6122